

OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 総 則

(本規約の目的)

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#) (以下「当社」といいます。)は、「OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約」(以下「本規約」といいます。)を定め、本規約を遵守することを条件として、[I P通信網サービス契約約款](#)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能(OCN v6アルファに限ります。以下「OCN v6アルファ」といいます。)に係る契約を締結したOCN for ドコモ光契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能(以下「ホームネットセキュリティ機能」といいます。)の提供期間終了後、ホームネットセキュリティ機能と同機能のセキュリティサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約及び[I P通信網サービス契約約款](#)の規定に従うものとし、本規約とIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約及び[I P通信網サービス契約約款](#)に矛盾が生じた場合は本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約、[I P通信網サービス契約約款](#)の順で優先することとします。

第1章 総 則

(本規約の目的)

第1条 [株式会社NTTドコモ](#) (以下「当社」といいます。)は、「OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約」(以下「本規約」といいます。)を定め、本規約を遵守することを条件として、[I P通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能(OCN v6アルファに限ります。以下「OCN v6アルファ」といいます。)に係る契約を締結したOCN for ドコモ光契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能(以下「ホームネットセキュリティ機能」といいます。)の提供期間終了後、ホームネットセキュリティ機能と同機能のセキュリティサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約及び[I P通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)の規定に従うものとし、本規約とIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約及び[I P通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に矛盾が生じた場合は本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約、[I P通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)の順で優先することとします。

| ～2023年6月30日 | 2023年7月1日～ |
|--|--|
| <p>第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(契約者の地位の承継)</p> <p>第11条 相続人又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、I P通信網サービス契約約款の規定に準じます。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(権利の譲渡の禁止)</p> <p>第13条 契約者は、本サービスに係る契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。ただし、OCN for ドコモ光契約の譲渡があった場合は、その限りではありません。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、I P通信網サービス契約約款に定めるOCN for ドコモ光契約の場合に準ずるものとします。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(当社が行う契約の解除)</p> <p>第15条 当社は、契約者が本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約又はI P通信網サービス契約約款の規定に違反したときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>2～5項 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> | <p>第2章 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(契約者の地位の承継)</p> <p>第11条 相続人又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、I P通信網サービス契約約款 (OCN)の規定に準じます。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(権利の譲渡の禁止)</p> <p>第13条 契約者は、本サービスに係る契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。ただし、OCN for ドコモ光契約の譲渡があった場合は、その限りではありません。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、I P通信網サービス契約約款 (OCN)に定めるOCN for ドコモ光契約の場合に準ずるものとします。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(当社が行う契約の解除)</p> <p>第15条 当社は、契約者が本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約又はI P通信網サービス契約約款 (OCN)の規定に違反したときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>2～5項 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> |

| ～2023年6月30日 | 2023年7月1日～ |
|--|--|
| <p>第5章</p> <p>(債権の譲渡)</p> <p>第21条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「請求事業者」といいます。)に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者(当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。)に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> | <p>第5章</p> <p>(債権の譲渡)</p> <p>第21条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「請求事業者」といいます。)に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者(当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。)に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> |

| ～2023年6月30日 | 2023年7月1日～ |
|---|--|
| <p>(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき（料金その他の債務に係る債権について、第21条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者に支払われないときとします。）</p> <p>(2)本規約、I P 通信網サービス契約約款又はIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に違反したとき</p> <p>2～3項 （略）</p> <p>第7章 （略）</p> <p>第8章</p> <p>第26条～第29条 （略）</p> <p>（個人情報の取り扱い）</p> <p>第30条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシー（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、プライバシーポリシー（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>第31条～第33条 （略）</p> <p>料金表 （略）</p> | <p>(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき（料金その他の債務に係る債権について、第21条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者に支払われないときとします。）</p> <p>(2)本規約、I P 通信網サービス契約約款（O C N）又はIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に違反したとき</p> <p>2～3項 （略）</p> <p>第7章 （略）</p> <p>第8章</p> <p>第26条～第29条 （略）</p> <p>（個人情報の取り扱い）</p> <p>第30条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシー（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、プライバシーポリシー（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>第31条～第33条 （略）</p> <p>料金表 （略）</p> |

～2023年6月30日

2023年7月1日～

附則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

| <u>旧規約</u> | <u>新規約</u> |
|---|---|
| <u>OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約</u> | <u>OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約</u> |

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。